



# Newsletter

Add: 中国北京市豐台区万豊路68号銀座和諧廣場オフィス20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

## Topic-1

CNIPA、2026年1月1日より改正後の「中国專利審査指南」が施行される

## Topic-2

CNIPA、複数のデザインを一つの出願にまとめる出願に関するガイドラインと

GUIに関する製品の意匠出願ガイドラインを発表した

## Topic-3

CNIPA、商標使用管理強化に関する通知を発出した

## Topic-4

CNIPA、特許実施許諾契約関連データを発表した

## Topic-5

2025年12月19日より商標検索システムは正式に統一身分認証システムと連携する

## Topic-1

### 2026年1月1日より改正後の「中国專利審査指南」が施行される

中国国家知識産権局（CNIPA）の2025年11月13日の発表により、改正後の中国專利審査指南は、2026年01月01日より施行される。そして、2025年12月4日に改正内容に関する解説が発表された。

以下は特許実務に特に影響を与えると考えられる改正内容についてご紹介する。

1. 技術課題の解決に寄与しない特徴は、通常、進歩性に影響を与えないことが明確に規定された  
改正の目的は、下記のことを提示又は強調するためである。

進歩性を評価する際には、発明を正しく理解し、技術方案を全体的に考慮した上で、発明の本質を把握し、「区別技術的特徴の数量」または「特許請求の範囲の大きさ」を進歩性の有無と直接関連することを避け、権利付与の技術方案と発明の先行技術に対する真の貢献とのマッチングを確保する。

技術課題の解決に寄与しない特徴と認定する際に、当業者の視点から、出願内容、先行技術、出願人の意見陳述などを総合的に考慮して判断しなければならない。

2. AI関連発明に対して専利法第5条第1項（法律、社会公徳に違反する又は公共利益を妨害する）に基づく審査が追加され、必要に応じて明細書の内容についての審査も行われる。

2つの審査例も追加された。

#### 【例1】ビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売補助システム

本発明は画像収集と顔認識手段をプレシジョン・マーケティングに使用し、公共の安全を維持するために必要ではなく、出願にはデータ取得または情報収集の合法性・コンプライアンス、例えば顧客単独の同意を取得したことが示されていないため、本発明は『個人情報保護法』に違反する。

#### 【例2】無人運転車両の緊急意思決定モデルの構築方法

意思決定の根拠に性別や年齢が含まれていることは、生命の尊重と平等という基本的な社会価値観に反する。

3. AI関連発明の進歩性審査規則をさらに明確にするために、新たに2つの審査例が追加された

#### 【例18】船舶の数の識別方法

応用シーンが異なり、アルゴリズムまたはモデルが同一である場合の進歩性判断の考え方と規則：もし保護を求める技術方案に係るアルゴリズムまたはモデルが従来技術と比較して、応用シーンと処理対象は異なるが、アルゴリズムの流れ、モデルパラメータなどの要素の面で実質的な変化がない場合、この方案は通常進歩性を備えない。

#### 【例19】鋼スクラップ等級分類ニューラルネットワークモデルの構築方法

応用シーンが同一又は類似で、アルゴリズムまたはモデルが異なる場合の進歩性判断の考え方と規則：

もし保護を求める技術方案が従来技術と比較して、応用シーンが同一または類似であっても、アルゴリズムの流れ、モデルパラメータまたはその他の面で実質的な調整が行われているに対して、先行技術にはその調整を行うような技術的示唆が存在しなく、同時に、当該出願は異なる技術的問題を解決し、有益な技術的效果を得た場合、この技術方案は進歩性を備える。

#### 4. 「ビットストリーム」関連特許出願の審査規則と記載要件が新たに追加された

ビットストリームを含む特許出願の保護客体の審査及び明細書と特許請求の範囲の記載についての具体的な規定が追加された。

ビットストリーム自体は保護客体に属しないが、ビットストリームの符号化／復号化、伝送、記憶方法などは保護客体に属する。

#### 5. 植物に関する改正

植物品種の定義が明確され、特許権が保護する対象の範囲が拡大された。育種過程で生成される育種価値と経済価値のある中間材料が特許の保護対象になった。

審査指南改正内容：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art\\_74\\_202560.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art_74_202560.html)

改正内容に対する解説：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/4/art\\_66\\_202935.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/4/art_66_202935.html)

## Topic-2

### CNIPA、複数のデザインを一つの出願にまとめる出願に関するガイドラインと、GUIに関する製品の意匠出願ガイドラインを発表した

CNIPAは、2025年10月31日に、複数のデザインを一つの出願にまとめる出願（以下、合案出願とする）に関するガイドラインを発表した。本ガイドラインは、下記の七章からなる。

- 第1章 意匠の合案出願に関する概要
- 第2章 組み立て製品の意匠出願
- 第3章 同一製品の複数の類似意匠の合案出願
- 第4章 セット製品の合案出願
- 第5章 部分意匠の合案出願
- 第6章 合案出願の特殊ケース
- 第7章 参考事例

CNIPAは、2025年12月5日に、GUIに関する製品の意匠出願ガイドラインを発表した。本ガイドラインは、下記の4章からなる。

- 第1章 権利付与の一般的な条件
- 第2章 出願書類に対しての要求
- 第3章 合案出願可能なケース
- 第4章 注意事項

上記の2つのガイドラインは、文字のみによる説明ではなく図面を提示しながらの説明なので、文字のみによる説明である審査指南より理解しやすいと思う。今後の意匠出願実務上の活用が期待される。

詳しくは以下をご参照ください

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/10/31/art\\_66\\_202340.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/10/31/art_66_202340.html)  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/5/art\\_66\\_202950.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/5/art_66_202950.html)

## Topic-3

### CNIPA、商標使用管理強化に関する通知を発出した

2025年11月21日、中国国家知識産権局（CNIPA）は「商標使用管理強化に関する通知」を発出した。

本通知は、違法な商標使用行為に対する管理を強化し、商標専用権の尊重と適正な行使に対する社会全体の意識を高め、公正な競争を促進し、質の高い発展の実現を推進するためです。

本通知によると、下記の違法行為が重点的に注視される。

#### （一）誤認を生じさせる「未登録商標」の使用

- ・「専供（専用供給）」「特供（特別供給）」「極品（最高級）」「国」等の文字記載を含む未登録商標を使用し、商品供給ルートまたは品質について公衆に誤認を生じさせる行為。
- ・「富硒（セレン含有）」「有機（オーガニック）」「零添加（無添加）」「100%」等の文字記載を含む未登録商標を使用し、かつ、係る商品の実際の品質が当該内容と一致せず、主要原料、成分等の商品特性について公衆に誤認を生じさせる行為。
- ・地名、年次または「手工（手作り）」「手打（手作業）」等の文字記載を含む未登録商標を使用し、商品の産地、生産時期、生産工程等の特性について公衆に誤認を生じさせる行為。

#### （二）登録商標の消費者をあざむく不正な使用

登録商標の使用様態が下記に該当する場合、重点的に注視される。

- ・商品名称、広告宣伝用語、商品包装装飾等と組み合わせて使用し、商品の品質、産地、製法等の特性について公衆に誤認を生じさせる行為。
- ・登録事項（商標のデザインや内容）を無断で変更し、商品品質等の特性について誤認を生じさせる行為または他人の商標に便乗する目的で登録事項（商標のデザインや内容）を変更する行為。

#### （三）商標表示の偽装

上記（一）のような欺瞞性を有する未登録商標に登録表示（登録マーク®）を付し、または登録商標である旨を示す行為。

表示義務違反（タバコ等）：特に電子タバコ等の新型たばこ製品において、法律で義務付けられている「登録商標」を使用せずに販売する行為。（※中国ではタバコ類は商標登録が販売の必須条件）

#### （四）商標表示の義務違反

たばこ分野、特に電子たばこ等の新型たばこ製品を重点的に注視する。

#### （五）商業活動における「馳名商標」の文字の強調使用

馳名商標と認定された記録を有する「馳名商標」の文字を広告宣伝に使用する行為。

(六) 団体商標、証明商標の不正な使用

使用管理規則の品質要件を満たさない商品に団体商標、証明商標を使用する行為。

(七) 商標代理機関による違法な代理

商標代理機関およびその従業者による悪意ある商標登録出願、悪意ある「3年不使用取消審判請求」等の商標権者の利益を損なう行為。

詳細：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/21/art\\_75\\_202674.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/21/art_75_202674.html)

## Topic-4

### CNIPA、特許実施許諾契約関連データを発表した

2025年12月21日、中国国家知識産権局（CNIPA）が、「2024年及び最近5年に届出された専利実施許諾契約関連データ」を公表した。

これらのデータは、CNIPAに届出された専利実施許諾契約に基づいて作成された、産業分野ごとの平均許諾期間や年平均許諾料等を示すものである。

2024年（登録期間2024年1月1日～12月31日）の状況は下記の通りである。

- ・契約件数 27,076 件
- ・専利権 54,863 件  
(うち、特許：実用新案：意匠 = 39.6% : 45.5% : 14.9%)
- ・一契約当たりの平均専利権件数 2.0 件
- ・ライセンス方式

( ) 内の数字は全体に占める割合

定額：7,415 件 (27.4%)、総額 127.3 億人民元、平均金額 171.1 万人民元、平均許可期間 2.8 年

料率：1,119 件 (4.1%)、平均許可期間 3.8 年

詳細：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/9/art\\_75\\_203005.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/9/art_75_203005.html)

## Topic-5

### 2025年12月19日より商標検索システムは正式に統一身分認証システムと連携する

2025年12月19日8時から、商標検索システムは正式に統一身分認証システムと連携する。その際、商標検索システムは統一身分認証システムにて登録されたアカウントを利用することになり、元のシステム登録アカウントは使用不可になる。

ユーザーは中国国家知的財産権公共サービスプラットフォームの統一身分認証システム（URL：<https://sso.cnipa.gov.cn/am/#/login>）にアクセスして、【すぐ登録】ボタンをクリックして、ページの提示に従ってアカウント登録をすることができる。

海外ユーザーは、統一身分認証システムの英語ページをクリックして e-mail アドを入力してアカウント登録をすることができる。

出所：[https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/tzgg/202512/t20251203\\_36767.html](https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/tzgg/202512/t20251203_36767.html)